



国自技第116号の3
平成18年8月25日

社団法人 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部
技術企画課長



道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示
について（通知）

標記法令が平成18年8月25日付けで官報に掲載されたので通知いたします。

参考1：官報の写し

参考2：新旧対照表

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

- 〔省 令〕
 - 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令(国土交通八三)
 - 〔告 示〕
 - 肥料を登録した件
(農林水産二二〇四)
 - 肥料の登録の有効期間を更新した件
(同一二〇五)
 - 肥料の名称及び生産業者又は輸入業者の氏名若しくは名称又は住所の変更に係る届出があった件
(同一二〇六)
 - 肥料の登録を失効した件
(同一二〇七)
 - 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示
(国土交通九七八)
 - 道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示(同九七九)

二〇

- 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整備のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(同九八〇)
- 装置形式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示(同九八一)

〔公 告〕

諸事項

- 官庁
 - JIS表示認定関係
 - 裁判所
 - 破産、免責、再生関係
 - 特殊法人等
 - 独立行政法人産業技術総合研究所特定制量器型式承認、公営企業債券償還、特定制量器型式承認関係
 - 地方公共団体
 - 公債償還(千葉県・東京都区)、行旅死亡人関係
 - 会社その他
 - 会社決算公告

二〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

省 令

○国土交通省令第八十三号
都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十六号)の一部の施行に伴い、並びに都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条の二第二項及び第四十三条並びに新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)第二十三条第二項の規定に基づき、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成十八年八月二十五日
国土交通大臣 北側 一雄

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令
(都市計画法施行規則の一部改正)
第一条 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の三 下の「(次項において「計画提案者」という。)」を加え、同条に次の一号を加える。

三 計画提案を行うことができる者であることとを証する書類

第十三条の三に、次の二項を加える。

2 計画提案者は、事業を行うため当該事業が行われる土地の区域について都市計画の決定又は変更を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、前項の提案書及び図書と併せて都道府県又は市町村に提出することができる。

一 当該事業の着手の予定時期

二 計画提案に係る都市計画の決定又は変更を希望する期限

三 前項の期限を希望する理由

3 前項の二の次に掲げる都市計画の素案の内容に応じて、当該都市計画の決定又は変更を要する期間を勘案して、相当なものでなければならぬ。

第十三条の三を第十三条の四とし、第十三条の二の次に次の一号を加える。

(まらづくりの推進に関し経験と知識を有する団体)

第十三条の三 法第二十一条の二第二項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 過去の十年間に法第二十九条第一項の規定による許可を受けて開発行為(開発区域の面積が〇・五ヘクタール以上のものに限り)を行つたことがあること。

二 過去十年間に法第二十九条第一項第五号から第十号までに掲げる開発行為(開発区域の面積が〇・五ヘクタール以上のものに限り)を行つたことがあること。

三 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(新住宅市街地開発法施行規則の一部改正)
第二条 新住宅市街地開発法施行規則(昭和三十八年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の二条を加える。

(法第二十三条第二項に規定する国土交通省令で定める信託の基準)
第十七条の二 法第二十三条第二項に規定する国土交通省令で定める信託の基準は、次に掲げるものとする。

一 信託期間が造成宅地等の規模、用途等に応じた適切なものであること。

二 信託契約において、信託の目的、借入金限度額(信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額をいう。以下同じ。)、及び信託期間を定めるほか、次に掲げる条件を付すること。

一 過去の十年間に法第二十九条第一項の規定による許可を受けて開発行為(開発区域の面積が〇・五ヘクタール以上のものに限り)を行つたことがあること。

二 過去十年間に法第二十九条第一項第五号から第十号までに掲げる開発行為(開発区域の面積が〇・五ヘクタール以上のものに限り)を行つたことがあること。

三 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(新住宅市街地開発法施行規則の一部改正)
第二条 新住宅市街地開発法施行規則(昭和三十八年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の二条を加える。

(法第二十三条第二項に規定する国土交通省令で定める信託の基準)
第十七条の二 法第二十三条第二項に規定する国土交通省令で定める信託の基準は、次に掲げるものとする。

一 信託期間が造成宅地等の規模、用途等に応じた適切なものであること。

二 信託契約において、信託の目的、借入金限度額(信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額をいう。以下同じ。)、及び信託期間を定めるほか、次に掲げる条件を付すること。

第三十条 保安基準第22条の3第1項の表中の告示で定める基準は、協定期則第16号第4改訂補足第16改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に定める基準のいずれかとする。

第三十二条 年少者用補助乗車装置取付具（ISO FIX取付装置（回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた2個の取付部で構成される取付装置をいう。）及びISO FIXトッパサード取付装置（年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。）をいう。）の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の5第2項の告示で定める基準は、協定期則第14号の技術的な要件に定める基準とする。

第二 年少者用補助乗車装置の構造、操作性等に関し、保安基準第22条の5第3項の告示で定める基準は、協定期則第44号の技術的な要件（協定期則第44号第4改訂版の技術的な要件（規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。）をいう。以下同じ。）に定める基準とする。

第三 年少者用補助乗車装置の構造、操作性等に関し、保安基準第22条の5第3項の告示で定める基準は、協定期則第44号の技術的な要件（協定期則第44号第4改訂版の技術的な要件（規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。）をいう。以下同じ。）に定める基準とする。

第四 年少者用補助乗車装置の構造、操作性等に関し、保安基準第22条の5第3項の告示で定める基準は、協定期則第44号の技術的な要件（協定期則第44号第4改訂版の技術的な要件（規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。）をいう。以下同じ。）に定める基準とする。

第五 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車（高速道路等において旅客を運送するものにあつては、当該立席を除いて乗車定員を算出するものとする。この場合において、補助座席を備える自動車にあつては、補助座席を使用した状態として座席定員を算出するものとする。）

第六 幼児用座席を備える幼児専用車又は専ら座席の用に供する床面の「協定期則第14号の技術的な要件」に定める基準に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乘坐する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乘坐する大人定員の和とする。

第七 協定期則第11号の自動車の取付装置又は「別添32「座席ベルトの技術基準」」に定める基準に適合するものであらばよい。

第四 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置

「幼児専用車」という。）を「幼児専用車」とし、この限りでない。

第七 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し、保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の各号に定める基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられていない座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの若しくは法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有するものであつて、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び次号に掲げる自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（当該座席の取付装置を含む。以下第2号において同じ。）にあつては、別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

二 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の座席にあつては、「協定期則第80号の技術的な要件」に定める基準に適合するものであること。ただし、車両総重量5t未満の自動車の座席にあつては、別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものであらばよい。

第一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が「協定期則第80号の技術的な要件」に定める基準に適合するものであること。

第二 貨物の運送の用に供する自動車の運転者席と並列の座席であつて車両の中心位置に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が前面ガラスに接触するおそれのない構造を有していること。

第四 協定期則第11号の自動車の取付装置又は「別添32「座席ベルトの技術基準」」に定める基準に適合するものであらばよい。

タイヤサイズ の呼び	測定リム 幅コード	外径 (mm)			断面幅 (mm)	最大総幅 (mm)	
		最小D	D	最大D 注1		最大D 注2	注1
4.25/85-18							

別添五別紙三・一・中「充填する。」注」を「充填する。」と改める。

タイヤの区分	速度区分	圧力	
		bar	kPa

を

タイヤの区分	速度区分	空気圧	
		bar	kPa

と改める。

別添五別紙四・中「負荷/速度性能の手順」を「負荷/速度性能試験の手順」と改める。

別添五別紙四・中「2.2.5.」を「2.2.4.」と改める。

別添五別紙四・中「タイヤの型式の最高速度」を「タイヤの最高速度」と改める。

別添五別紙四・中「表」

設計断面幅	62mm以下のもの		62mmを超えるもの	

を

断面幅	62mm以下のもの		62mmを超えるもの	

と改める。

別添三十一を削る。

別添三十二を削る。

別添三十五を削る。

別添五十二・四・九・一・中「(被牽引自動車を除く。)には、」を「(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び非牽引自動車を除く。)(パン型のものに限る。)であって車面総重量3.5t以下のものには、」と改める。

別添五十四・四・一・一・中「(乗用自動車)」を「(乗用自動車)及び車面総重量3.5t以下の貨物自動車(パン型のものに限る。)」を加える。

別添八十八・三・三・三・表「(Vmax≧55の場合)」を「(Vmaxの80%≧55の場合)」と「(Vmax≧100の場合)」を「(Vmaxの80%≧100の場合)」と改める。

並

面

この告示は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第三十九条、第一百七十七条、第九十五条、別添三、別添四、別添五及び別添八十八の規定については、公布の日から施行する。

国土交通省告示第九百七十九号

道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(平成十五年国土交通省告示第九百二十号)の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年八月二十五日

国土交通大臣 北側 一雄

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(平成十五年国土交通省告示第九百二十号)の一部を次のように改める。

第一条第二号中「第七十七条第一項第五号及び第二項第二号」の下に、「第八十一条第一項第五号」を、「第一百五十五条第一項第五号及び第二項第二号」の下に、「第一百五十九条第一項第五号」を追加し、「並びに第二百三十三号第一項第五号及び第二項第二号」を、「第二百三十三号第一項第五号及び第二項第二号並びに第二百三十七号第一項第五号」に改める。

附則

この告示は、平成十八年十月一日から施行する。

国土交通省告示第九百八十号

道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第五十八条及び第六十七号の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第九百十八号)の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年八月二十五日

国土交通大臣 北側 一雄

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第九百十八号)の一部を次のように改める。

第十九条第一項第六号中「乗車定員十一人以上の自動車」を削り、「自動車を除く。」の下に「及び貨物の運送の用に供する自動車(最高速度二十キロメートル毎時未満を除く。)」を加える。

第十九条第二項表中三号として上欄に「三、平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車(乗車定員十一人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る。)」を、下欄に「第六号及び第七号」を加える。

第二十条第二項中「次の基準に適合するものであればよい」を「次の基準に適合するものであればよい」と改める。

第二十条第二項第一号中「同表中欄」を「同表の中欄」に、同号の表を次のように改める。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員十人以上の自動車	運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するもの	三点式座席ベルト等少なくとも当該座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、かつ上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト(以下この表において「第二種座席ベルト」という。)

細目告示（平成十四年国土交通省告示第六十九号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(制動装置) 第15条 (略)</p> <p>2 自動車(次項から第6項までの自動車を除く。)には、別添10「トラック及びバス の制動装置の技術基準」、別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」(第 5号の自動車に限る。)に定める基準及び次に掲げる基準に適合する独立に作用する 2系統以上の制動装置を備えなければならない。この場合において、ブレーキ・ペダ ル又はブレーキ・レバーからホイールシリンダ又はブレーキ・チャンバまで(ホイー ル・シリンダ又はブレーキ・チャンバを有しない系統の場合にあつては、ブレーキ・ シューを直接作動させるカム軸等まで)の部分がそれぞれの系統ごとに独立している 構造の制動装置は、「独立に作用する2系統以上の制動装置」であるものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">ABS技術基準適用の明確化</p> <p>五 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が12tを超えるもの(高速自動 車国道等(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する道路 及び道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4第1項に規定する自動車専用道路 をいう。以下同じ。)に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運 送事業用自動車(旅客を除く。)及び車両総重量7tを超える牽引自動車の主制動装置は、 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止で きることができざる装置を備えたものであること。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(乗車装置) 第26条 (略)</p> <p>2 保安基準第20条第4項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基 準」に定める基準とする。ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、協定規則第44 号第4改訂版の規則6.1.6.に定める基準に適合するものであればよい。</p> <p>(座席) 第28条 座席の着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、保安基準第22条第1 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自動車の運転者以外の者の用に供する座席(またがり式の座席及び幼児専用車の有 幼児用座席を除く。)は、1人につき、幅400mm以上の着席するに必要な空間を有</p>	<p>(制動装置) 第15条 (略)</p> <p>2 自動車(次項から第6項までの自動車を除く。)には、別添10「トラック及びバス の制動装置の技術基準」、別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定 める基準及び次に掲げる基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備え なければならない。この場合において、ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーから ホイールシリンダ又はブレーキ・チャンバまで(ホイール・シリンダ又はブレーキ・ チャンバを有しない系統の場合にあつては、ブレーキ・シューを直接作動させるカム 軸等まで)の部分がそれぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置は、「独立に 作用する2系統以上の制動装置」であるものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が12tを超えるもの(高速自動 車国道等(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する道路 及び道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4第1項に規定する自動車専用道路 をいう。以下同じ。)に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運 送事業用自動車(旅客を除く。)及び車両総重量7tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中 の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止できるこ とができざる装置を備えたものであること。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(乗車装置) 第26条 (略)</p> <p>2 保安基準第20条第4項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基 準」に定める基準とする。</p> <p>(座席) 第28条 座席の着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、保安基準第22条第1 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自動車の運転者以外の者の用に供する座席(またがり式の座席及び専ら幼児の運 送を目的とする自動車(以下「幼児専用車」という。))の幼児用座席を除く。)は、</p>

すること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

- イ～ハ (略)
- 三～四 (略)

2 運転者席以外の用に供する座席の寸法に関し、保安基準第22条第2項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。

- 一 (略)
- 二 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270mm以上、奥行230mm以上270mm以下であり、床面からの高さが250mm以下でなければならない。ただし、自動車¹の床面に備えることができる年少者用補助乗車装置を幼児専用車の専ら座席の用に供する床面に幼児用座席として備える場合²は、この限りでない。

3～5 (略)

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し、保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、法第75条の2の規定による装置の型式の指定の場合³は、別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」1.(1)の規定中「折り畳み座席、横向き座席及び後向き座席」と読み替え、かつ、(2)の規定は適用しないものとする。

- 一 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び次号に掲げる自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（当該座席の取付装置を含む。以下第2号において同じ。）にあっては、別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

二 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の座席にあっては、「協定期則第80号の技術的な要件」（協定期則第80号改定補足第1改訂版の技術的な要件（規則5.、6.及び7.に限る。）をいう。以下同じ。）に定める基準に適合するものであること。ただし、車両総重量5t未満の自動車の座席にあっては、別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。

(座席ベルト等)
第30条 保安基準第22条の3第1項表中の告示で定める基準は、協定期則第16号第4改訂補足第16改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に定める基準のいずれかとする。

1人につき、幅400mm以上の着席するに必要な空間を有すること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする

- イ～ハ (略)
- 三～四 (略)

2 運転者席以外の用に供する座席の寸法に関し、保安基準第22条第2項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。

- 一 (略)
- 二 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270mm以上、奥行230mm以上270mm以下であり、床面からの高さが250mm以下でなければならない。

3～5 (略)

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し、保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2の規定による装置の型式の指定の場合³は、別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」1.(1)の規定中「折り畳み座席、横向き座席及び後向き座席」と読み替え、かつ、(2)の規定は適用しないものとする。

(座席ベルト等)
第30条 保安基準第22条の3第1項表中の「自動車の側面に隣接する座席」とは、座席の中心部前縁から、奥行の方向に水平距離で20cmの位置における座席の側端からそ

の高さにおける客室内壁面(ホワイールハウス、肘かけその他の突起物及び局部的なくぼみ部を除く。)までの水平距離が20cmを超える座席以外の座席とする。

- 2 座席ベルトの取付装置の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の3第2項の告示で定める基準は、別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」に定める基準とする。
- 3 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の3第3項の告示で定める基準は、別添32「座席ベルトの技術基準」に定める基準とする。

4 (略)

(年少者用補助乗車装置)

第32条 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の5第1項の告示で定める基準は、別添35「年少者用補助乗車装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあつては、別添35「年少者用補助乗車装置の技術基準」の規定中6.の規定は、適用しない。

(窓ガラス)

第39条 (略)

2 (略)

- 3 窓ガラスへの装着、はり付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

- 二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するものイ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(以下本条において「乗用自動車」という。)にあつては、次の①又は②に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

- 2 座席ベルトの取付装置の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の3第2項の告示で定める基準は、「協定期則第14号の技術的 な要件」(協定期則第14号第6改訂補足第2改訂版の技術的 な要件(規則5.、6.及び7.に限る。))をいう。以下同じ。))に定める基準とする。

- 3 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の3第3項の告示で定める基準は、「協定期則第16号の技術的 な要件」(協定期則第16号第4改訂補足16改訂版の技術的 な要件(規則6.、7.及び8.に限る。))をいう。以下同じ。))に定める基準とする。

4 (略)

(年少者用補助乗車装置等)

第32条 年少者用補助乗車装置取付具(「ISOFIX取付装置」(回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた2個の取付部で構成される取付装置をいう。))及び「ISOFIXトップアザー取付装置」(年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。))をいう。))の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の5第2項の告示で定める基準は、「協定期則第14号の技術的 な要件」に定める基準とする。

- 2 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の5第3項の告示で定める基準は、「協定期則第44号の技術的 な要件」(協定期則第44号第4改訂版の技術的 な要件(規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。))をいう。以下同じ。))に定める基準とする。

(窓ガラス)

第39条 (略)

2 (略)

- 3 窓ガラスへの装着、はり付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

- 二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するものイ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(以下本条において「乗用自動車」という。)にあつては、次の①又は②に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であつて、車両中心線と平行な鉛直面上上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲にはり付けられる場合は、この限り

でない。
①～② (略)

ロ 乗用自動車以外の自動車にあっては、次の①又は②に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲にはり付ける場合にあつては、この限りでない。

①～② (略)
三～七 (略)
4～5 (略)

検査法人の要望

(乗車定員及び最大積載量)

第81条 自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(次号の自動車を除く。)に備える補助座席にあつては、これを折りたたんだ状態により乗車定員を算出するものとする。ただし、次に掲げる自動車であつて、座席定員を超えて旅客を運送しないものについては、補助座席を使用した状態として座席定員を算出することができる。

イ～ハ (略)

五 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車で高速道路等において旅客を運送するものにあつては、当該立席を除いて乗車定員を算出するものとする。この場合において、補助座席を備える自動車にあっては、補助座席を使用した状態として座席定員を算出するものとする。

高速道路等を運行する場合の定員の算出

六 幼児用座席を備える幼児専用車又は専ら座席の用に供する床面の「協定規則第14号の技術的な要件」に定める基準に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

2 (略)

小人定員として算出する対象の明確化

(制動装置)

第93条 (略)

2 自動車(次項から第6項までの自動車を除く。)には、別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」、別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」(第1号の自動車に限る。)に定める基準及び次に掲げる基準に適合する独立に作用する

①～② (略)

ロ 乗用自動車以外の自動車にあっては、次の①又は②に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

①～② (略)
三～七 (略)
4～5 (略)

(乗車定員及び最大積載量)

第81条 自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 乗車定員11人以上の立席のあるバス型自動車で補助座席を有する場合にあっては、これを折りたたんだ状態として乗車定員を算出するものとする。ただし、次に掲げる自動車であつて座席定員を超えて旅客を運送しないものについては、補助座席を使用した状態として算出することができる。

イ～ハ (略)

五 幼児専用車の乗車定員は、小人定員を1.5で除した整数値と大人定員の和とする。

2 (略)

(制動装置)

第93条 (略)

2 自動車(次項から第6項までの自動車を除く。)には、別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」、別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準及び次に掲げる基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備え

2 系統以上の制動装置を備えなければならない。

一～十 (略)

十一 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が12tを超えるもの(高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)及び車両総重量7tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい使用を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止できることができる装置を備えたものであること。



十二～十三 (略)

3～8 (略)

(乗車装置)

第104条 (略)

2 保安基準第20条第4項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合するものとする。ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、協定規則第44号第4改訂版の規則6.1.6.に定める基準に適合するものであればよい。

一～三 (略)

四 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置



(座席)

第106条 座席の着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、保安基準第22条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 (略)

二 自動車の運転者以外の者の用に供する座席(またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)は、1人につき、幅400mm以上の着席するに必要な空間を有すること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ～ハ (略)

三～四 (略)

2 運転者席以外の用に供する座席の寸法に関し、保安基準第22条第2項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。

一 (略)

二 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270mm以上、奥行230mm以上270mm以下であり、床面からの高さが250mm以下でなければならない。ただし、自動車

なければならない。

一～十 (略)

十一 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が12tを超えるもの(高速自動車国道等(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する道路及び道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4第1項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車(旅客を運送する自動車運送事業用に供する自動車をいう。以下同じ。)を除く。)及び車両総重量7tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい使用を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止できることができる装置を備えたものであること。

十二～十三 (略)

3～8 (略)

(乗車装置)

第104条 (略)

2 保安基準第20条第4項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合するものとする。

一～三 (略)

(座席)

第106条 座席の着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、保安基準第22条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 (略)

二 自動車の運転者以外の者の用に供する座席(またがり式の座席及び専ら幼児の運送を目的とする自動車(以下「幼児専用車」という。)の幼児用座席を除く。)は、1人につき、幅400mm以上の着席するに必要な空間を有すること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ～ハ (略)

三～四 (略)

2 運転者席以外の用に供する座席の寸法に関し、保安基準第22条第2項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。

一 (略)

二 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270mm以上、奥行230mm以上270mm以下であり、床面からの高さが250mm以下でなければならない。

の床面に備えることができる青少年者用補助乗車装置を幼児専用車の専ら座席の用に供する床面に幼児用座席として備える場合には、この限りでない。

3～6 (略)

7 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し、保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の各号に定める基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられたもの若しくは法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えらるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び次号に掲げる自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の座席(当該座席の取付装置を含む。以下第2号において同じ。)にあっては、別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

二 専ら乗用の用に供する乗車定員が11人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の座席にあっては、「協定規則第80号の技術的な要件」に定める基準に適合するものであること。ただし、車両総重量5t未満の自動車の座席にあっては、別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。

(座席ベルト等)

第108条 保安基準第22条の3第1項表中の告示で定める基準は、次の各号に定める基準とする。

一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が「協定規則第80号の技術的な要件」に定める基準に適合するものであること。

二 貨物の運送の用に供する自動車の運転者席と並列の座席のうち車両の中心位置に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が前面ガラスに接触するおそれのない構造を有していること。

2～3 (略)

4 座席ベルトの取付装置の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の3第2項の告示で定める基準は、「協定規則第14号の技術的な要件」に定める基準とする。この場

3～6 (略)

7 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し、保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」に定める基準とする。この場合において、次に掲げる座席及び座席取付装置であって、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えらるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられた座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置

二 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置

(座席ベルト等)

第108条 保安基準第22条の3第1項の表中「自動車の側面に隣接する座席」とは、座席の中心部の前縁から、奥行の方向に水平距離で20cmの位置における座席の側端からその高さにおける客室内壁面(ホイールハウス、肘かけその他の突起物及び局部的なくぼみ部を除く。)までの水平距離が20cmを超える座席以外の座席とする。

2～3 (略)

4 座席ベルトの取付装置の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の3第2項の告示で定める基準は、別添31「座席ベルトの取付装置の技術基準」に定める基準とする。

合において、次の各号に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置

二 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置

5. 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の3第3項の告示で定める基準は、「協定期則第16号の技術的な要件」に定める基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの又は「協定期則第16号の技術的な要件」に定める基準に適合する座席ベルトに準ずる性能を有するものであって、装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。

6. (略)



(年少者用補助乗車装置等)

第110条 年少者用補助乗車装置取付具の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の5第2項の告示で定める基準は、「協定期則第14号の技術的な要件」に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられている年少者用補助乗車装置取付具と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置取付具

二 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置取付具又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具

2. 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の5第3項の告示で定める基準は、「協定期則第44号の技術的な要件」に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置(自動車の座席に組み込まれたタイプ)の年少者用補助乗車装置をいう。以下同じ。)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置

二 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置

3. 次の各号に掲げる年少者用補助乗車装置は、前項の基準に適合しないものとする。

一 年少者用補助乗車装置のうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を吸収する材料で覆われていない硬い構造物があるもの

二 自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルト、年少者用補助乗車装置取付具又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置

1. 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であって、損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。

2. 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の3第3項の告示で定める基準は、別添32「座席ベルトの技術基準」に定める基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又はJIS D 4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであって、所定の性能を保持し、かつ、装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。

7. (略)

(年少者用補助乗車装置)

第110条 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の5の告示で定める基準は、別添35「年少者用補助乗車装置の技術基準」に定める基準とする。

2. 次に掲げる年少者用補助乗車装置は、前項の基準に適合しないものとする。

一 幼児用年少者用補助乗車装置のうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を吸収する材料で覆われていない硬い構造物があるもの

二 自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルト又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置

三 衝撃、振動等によりゆりゆり、変形等を生じるおそれのある青少年用補助乗車装置
 四 緊急時に保護者又は第三者によって容易に救出することができない構造の青少年用補助乗車装置

3 次に掲げる青少年用補助乗車装置であって青少年者に傷害を与えるおそれのある損傷等のないものは、第1項の基準に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられたシート組込式青少年用補助乗車装置（自動車の座席に組み込まれたタイプの青少年用補助乗車装置をいう。以下同じ。）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたシート組込式青少年用補助乗車装置
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた青少年用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する青少年用補助乗車装置

(窓ガラス)
 第117条 (略)
 2～3 (略)

4 窓ガラスへの装着、はり付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するものイ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（以下本条において「乗用自動車」という。）にあっては、次の①又は②に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲にはり付ける場合であって、この限りでない。

- ①～② (略)
- ロ 乗用自動車以外の自動車にあっては、次の①又は②に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲にはり付ける場合であって、この限りでない。

①～② (略)
 三～七 (略)
 五～八 (略)

(乗車定員及び最大積載量)
 第159条 自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一～三 (略)
- 四 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車（次号の自動車を

検査法人の要望

三 衝撃、振動等によりゆりゆり、変形等を生じるおそれのある青少年用補助乗車装置
 四 緊急時に保護者又は第三者によって容易に救出することができない構造の青少年用補助乗車装置

3 次に掲げる青少年用補助乗車装置であって青少年者に傷害を与えるおそれのある損傷等のないものは、第1項の基準に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられたシート組込式青少年用補助乗車装置（自動車の座席に組み込まれたタイプの青少年用補助乗車装置をいう。以下同じ。）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたシート組込式青少年用補助乗車装置
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた青少年用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する青少年用補助乗車装置

(窓ガラス)
 第117条 (略)
 2～3 (略)

4 窓ガラスへの装着、はり付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するものイ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（以下本条において「乗用自動車」という。）にあっては、次の①又は②に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

- ①～② (略)
- ロ 乗用自動車以外の自動車にあっては、次の①又は②に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

①～② (略)
 三～七 (略)
 五～八 (略)

(乗車定員及び最大積載量)
 第159条 自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一～三 (略)
- 四 乗車定員11人以上の立席のあるバス型自動車で補助座席を有する場合にはり付けら

除く。)に備える補助座席にあっては、これを折りたたんだ状態により乗車定員を算出するものとする。ただし、次に掲げる自動車であつて、座席定員を超えて旅客を運送しないものについては、補助座席を使用し、補助座席を算出することができる。

イ～ハ (略)

五 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車で高速道路等において旅客を運送するものにあつては、当該立席を除いて乗車定員を算出するものとする。この場合において、補助座席を備える自動車にあっては、補助座席を使用した状態として座席定員を算出するものとする。

六 幼児用座席を備える幼児専用車又は専ら座席の用に供する床面の「協定期則第14号の技術的な要件」に定める基準に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

2 (略)

高速道路等を運行する場合の定員の算出

(制動装置)

第171条 (略)

2 自動車(次項から第6項までの自動車を除く。)には、次に掲げる基準に適合する制動装置を備えなければならない。

一～十 (略)

十一 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が12 tを超えるもの(高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)及び車両総重量7 tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい使用を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。

十二～十三 (略)

3～8 (略)

(乗車装置)

第182条 (略)

2 保安基準第20条第4項の告示で定める基準に適合する難燃性の材料は、次の各号に掲げるいずれかの材料とする。

一～三 (略)

四 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置

は、これを折りたたんだ状態として乗車定員を算出するものとする。ただし、次に掲げる自動車であつて座席定員を超えて旅客を運送しないものについては、補助座席を使用した状態として算出することができる。

イ～ハ (略)

五 幼児専用車の乗車定員は、小人定員を1.5で除した整数値と大人定員の和とする。

2 (略)

(制動装置)

第171条 (略)

2 自動車(次項から第6項までの自動車を除く。)には、次に掲げる基準に適合する制動装置を備えなければならない。

一～十 (略)

十一 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が12 tを超えるもの(高速自動車国道等(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する道路及び道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4第1項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)及び車両総重量7 tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい使用を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。

十二～十三 (略)

3～8 (略)

(乗車装置)

第182条 (略)

2 保安基準第20条第4項の告示で定める基準に適合する難燃性の材料は、次の各号に掲げるいずれかの材料とする。

一～三 (略)

(座席)

第184条 座席の着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、保安基準第22条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 (略)
- 二 自動車運転者以外の者の用に供する座席(またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)は、1人につき、幅400mm以上の着席するに必要な空間を有すること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ～ハ (略)

三～四 (略)

2 運転者席以外の用に供する座席の寸法に関し、保安基準第22条第2項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。

- 一 (略)
- 二 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270mm以上、奥行230mm以上270mm以下であり、床面からの高さが250mm以下でなければならない。ただし、自動車~~の床面に備えることのできる~~年少者用補助乗車装置を幼児専用車の専ら座席の用に供する床面に幼児用座席として備える場合においては、この限りでない。

3～8 (略)

(座席ベルト等)

第186条 保安基準第22条の3第1項表中の告示で定める基準とは、次の各号に定める基準とする。

- 一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が「協定期則第80号の技術的な要件」に定める基準に適合するものであること。

- 二 貨物の運送の用に供する自動車の運転者席と並列の座席のうち車両の中心位置に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が前面ガラスに接触するおそれのない構造を有していること。

2～4 (略)

5 次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられた座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置

(座席)

第184条 座席の着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、保安基準第22条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 (略)
- 二 自動車運転者以外の者の用に供する座席(またがり式の座席及び専ら幼児の運送を目的とする自動車(以下「幼児専用車」という。))の幼児用座席を除く。)は、1人につき、幅400mm以上の着席するに必要な空間を有すること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ～ハ (略)

三～四 (略)

2 運転者席以外の用に供する座席の寸法に関し、保安基準第22条第2項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。

- 一 (略)
- 二 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270mm以上、奥行230mm以上270mm以下であり、床面からの高さが250mm以下でなければならない。

3～8 (略)

(座席ベルト等)

第186条 保安基準第22条の3第1項の表中「自動車の側面に隣接する座席」とは、座席の中心部の前縁から、奥行の方向に水平距離で20cmの位置における座席の側端からその高さにおける客室内壁面(ホイールハウス、肘かけその他の突起物及び局部的なくぼみ部を除く。)までの水平距離が20cmを超える座席以外の座席とする。

2～4 (略)

5 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であって、損傷のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

6 (略)

7 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト又は「協定規則第16号の技術的な要件」に定める基準に適合する座席ベルトに準ずる性能を有するものであって、装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、前項各号に掲げる基準に適合するものとする。

8 (略)

(年少者用補助乗車装置等)

第188条 年少者用補助乗車装置取付具の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の5第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

二 自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えるものであること。

三 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようになっていること。

三 乗降に際し損傷を受けるおそれなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。

四 年少者用補助乗車装置取付具により自動車に固定することができる年少者用補助乗車装置を容易に取り付けられる構造であること。



2 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の5第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする

一 年少者用補助乗車装置を備える座席、座席ベルト及び年少者用補助乗車装置取付具を損傷しないものであること。

二 当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれのない構造のものであること。この場合において、年少者用補助乗車装置のうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する材料で覆われていない硬い構造物があるものは、この基準に適合しないものとする。

三 当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者及び当該年少者用補助乗車装置が保安基準第22条の3第3項の基準に適合する座席ベルト又は次の基準に適合する取付装置により座席の前方に移動しないようにする事ができるものであること。この場合において、自動車のシート・バックにつり掛けることにより固定する等、座席ベルト、年少者用補助乗車装置取付具又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分に耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置は、この基準に適合しないものとする。

イ 当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えるものであること。

6 (略)

7 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又はJIS D4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであつて、所定の性能を保持し、及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、前項各号に掲げる基準に適合するものとする。

8 (略)

(年少者用補助乗車装置)

第188条 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の5の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 年少者用補助乗車装置を備える座席及び座席ベルトを損傷しないものであること

二 当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれのない構造のものであること。この場合において、幼児用年少者用補助乗車装置のうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する材料で覆われていない硬い構造物があるものは、この基準に適合しないものとする。

三 当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者及び当該年少者用補助乗車装置が保安基準第22条の3第3項の基準に適合する座席ベルト又は次の基準に適合する取付装置により座席の前方に移動しないようにする事ができるものであること。この場合において、自動車のシート・バックにつり掛けることにより固定する等、座席ベルト又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分に耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置は、この基準に適合しないものとする。

イ 当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えるものであること。

ロ 衝撃、振動等によりゆりゆり、変形を生じないようになっていること。
 四 容易に脱着することができるものであること。この場合において、緊急時に保護者又は第三者によって容易に救出することができない構造である年少者用補助乗車装置は、この基準に適合しないものとする
 3 次に掲げる年少者用補助乗車装置であって年少者に傷害を与えるおそれのある損傷等のないものは、第2項の基準に適合するものとする。
 一～二 (略)

(窓ガラス)
 第195条 (略)
 2～4 (略)
 5 窓ガラスへのはり付け、又は塗装等に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)
 二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するものイ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(以下本条において「乗用自動車」という。)にあっては、次の①又は②に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の表長の20%以内の範囲にはり付ける場合にあつては、この限りでない。

①～② (略)
 ロ 乗用自動車以外の自動車にあっては、次の①又は②に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であつて、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲にはり付ける場合にあつては、この限りでない。
 ①～② (略)
 三～七 (略)
 六～九 (略)

検査法人の要望

(乗車定員及び最大積載量)
 第237条 自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 一～三 (略)

四 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(次号の自動車を除く。)に備える補助座席にあっては、これを折りたたんだ状態により乗車定員を算出するものとする。ただし、次に掲げる自動車であつて、座席定員を超えて旅客を運送しないものについては、補助座席を使用して算出する

ロ 衝撃、振動等によりゆりゆり、変形を生じないようになっていること。
 四 容易に脱着することができるものであること。この場合において、緊急時に保護者又は第三者によって容易に救出することができない構造である年少者用補助乗車装置は、この基準に適合しないものとする
 2 次に掲げる年少者用補助乗車装置であつて年少者に傷害を与えるおそれのある損傷等のないものは、第1項の基準に適合するものとする。
 一～二 (略)

(窓ガラス)
 第195条 (略)
 2～4 (略)
 5 窓ガラスへのはり付け、又は塗装等に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)
 二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するものイ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(以下本条において「乗用自動車」という。)にあっては、次の①又は②に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

①～② (略)
 ロ 乗用自動車以外の自動車にあっては、次の①又は②に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

①～② (略)
 三～七 (略)
 六～九 (略)

(乗車定員及び最大積載量)
 第237条 自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 一～三 (略)

四 乗車定員11人以上の立席のあるバス型自動車で補助座席を有する場合にはあつては、これを折りたたんだ状態として乗車定員を算出するものとする。ただし、次に掲げる自動車であつて座席定員を超えて旅客を運送しないものについては、補助座席を使用した状態として算出することができる。

ことができる。
イ〜ハ (略)

- 五 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車で高速道路等において旅客を運送するものにおいて、当該立席を除いて乗車定員を算出するものとする。この場合において、補助座席を備える自動車にあっては、補助座席を使用した状態として座席定員を算出するものとする。
- 六 幼児用座席を備える幼児専用車又は専ら座席の用に供する床面の「協定規則第14号の技術的な要件」に定める基準に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

2 (略)

高速道路等を行く場合の定員の算出

- 別添3 乗用車用空気入りタイヤの技術基準
- 2.2.1. 「パイアスプラライ」とは、プライコードがビードまで及んでおり、かつ、トレッドの中心線に対して実質的に90度未満の角度で配置されているタイヤの構造をいう。
- 2.2.2. 「パイアスベルテッド」とは、カーカスの角度に近い交互角をもって配列された実質的に伸張しないコード材料からなる2層以上のベルトにより、カーカスが緊束されているパイアスプラライタイヤの構造をいう。
- 2.3. 「ビード」とは、リムに装着され、リム上にタイヤを保持するような構造をもつタイヤの部分という。注1(説明図参照)
- 2.6. 「カーカス」とは、タイヤのトレッド部及びサイドウォール以外の部分をいい、空気充填時に荷重を支える部分という。注1(説明図参照)
- 2.9.1. 「タイヤのリム組立形状」(3.1.10.参照)が記号「A」で識別されるタイヤに規定する「タイヤ下部」は、リム上に着座するタイヤの部分という。(説明図参照)

- 2.18. 「リム」とは、ビードが組み立てられる支持物をいう。注1(説明図参照)
- 3.2.1.1. タイヤサイズの呼びのうち記号「ZR」により識別され300 km/hを超える速度に適したタイヤの場合、1本目のタイヤは3.2.1.で規定する負荷/速度性能試験を実施する。さらに、2本目の同じタイヤに対して製作者が最大値として規定する負荷/速度試験を実施しなければならぬ。なお、タイヤ製作者が同意する場合、2本目の試験は1本目の供試体で実施してもよいものとする。
- 3.2.2. 負荷/速度性能試験の後に、トレッドセパレーション、プライセパレーション、コードセパレーション、チャッキング又はコード切れが見られないタイヤは、試験に合格したものと見なすものとする。
- 3.2.3. 速度記号の「Y」が表示されるタイヤ(速度記号表示の無いZRタイヤを含む。)が、特定の試験装置及び条件に起因してタイヤトレッド表面上に気泡(プリスター)が発生した場合であっても、その試験に合格したと見なすものとする。
- 3.4.1. タイヤには次の3.4.1.1.から3.4.1.13.に掲げる事項を表示すること。

イ〜ハ (略)

- 五 幼児専用車の乗車定員は、小人定員を1.5で除した整数値と大人定員の和とする

2 (略)

- 別添3 乗用車用空気入りタイヤの技術基準
- 2.2.1. 「パイアスプラライ」とは、プライコードがビードまで及んでおり、かつ、トレッドの中心線に対して実質的に90度未満の角度で配置されている空気入りタイヤの構造をいう。
- 2.2.2. 「パイアスベルテッド」とは、カーカスの角度に近い交互角をもって配列された実質的に伸張しないコード材料からなる2層以上のベルトにより、カーカスが緊束されているパイアスプラライタイヤの空気入りタイヤの構造をいう。
- 2.3. 「ビード」とは、リムに組み立てし、リム上にタイヤを保持するような構造をもつ空気入りタイヤの部分という。注1(説明図参照)
- 2.6. 「カーカス」とは、タイヤのトレッド部及びサイドウォール以外の部分をいい、空気充填時に荷重を支える部分という。注1(説明図参照)
- 2.9.1. 「タイヤのリム組立形状」(3.1.10.参照)が記号「A」で識別されるタイヤの場合、2.9.に規定する「タイヤ下部」は、リム上に着座するタイヤの部分という。(説明図参照)

- 2.18. 「リム」とは、ビードが装着される支持物をいう。注1(説明図参照)
- 3.2.1.1. タイヤサイズの呼びのうち記号「ZR」により識別され300 km/hを超える速度に適したタイヤの場合、1本目のタイヤに表示された負荷及び速度条件で3.2.1.で規定する負荷/速度性能試験を実施する。さらに、2本目に対して製作者が最大値として規定する負荷/速度条件でその同じタイヤの負荷/速度試験を再度実施しなければならぬ。なお、タイヤ製作者が同意する場合、2本目の試験は1本目の供試体で実施してもよいものとする。
- 3.2.2. 負荷/速度性能試験の後に、トレッドセパレーション、プライセパレーション、コードセパレーション、チャッキング又はコード切れが見られないタイヤは、試験に合格したものと見なすものとする。
- 3.2.3. 速度記号の「Y」が表示されるタイヤが、特定の試験装置及び条件に起因してタイヤトレッド表面上に気泡(プリスター)が発生した場合であっても、その試験に合格したと見なすものとする。
- 3.4.1. タイヤには次の3.4.1.1.から3.4.1.11.に掲げる事項を表示すること。

別紙 4 負荷/速度性能試験の手順

注：ロードインデックス及び速度記号表示の無いZ Rタイヤの場合は、320kPa (補強タイヤ) にあつては360kPa とする。

- 2.2. 試験軸に対して、次の2.2.1.から2.2.5.に掲げる値の80%に相当する負荷をかけること。
- 2.5.2. 試験初速度は直径が1.7m ± 1%の平滑ドラムの場合、その型式に対して規定された最高速度(速度記号表示の無いZ Rタイヤは、速度区分「Y」の表示があるものと見なした当該表示に対応する最高速度)から40km/h又は直径が2.0m ± 1%の平滑ドラムの場合、最高速度から30km/h低い速度とする。

別添 4 トラック、バス及びトレトラ用空気入タイヤの技術基準

2.18. 「リム」とは、ピートが組み立てられる支持物をいう。注1 (説明図参照)

- 3.1.4.2. タイヤの総幅は、3.1.1.に規定する値をラジアルタイヤの場合にあつては5%、バイアスタイヤの場合にあつては8%を上回ってはならない。ただし、断面幅が305mmを超える複輪用タイヤの場合であつて、扁平比の呼びが60を超えるラジアルタイヤの場合にあつては3.1.1.により決定される値の2%、バイアスタイヤの場合にあつては4%を上回ってはならない。

- 3.2.3. 負荷/速度耐久試験の6時間後に測定したタイヤの外径は、試験前に測定したタイヤの外径の±3.5%未満でなければならない。ただし、別紙4付録1の表2、表3及び表4を適用する試験の場合を除く。

別紙 2 タイヤの呼びと寸法

表 A

8.25R15	6.50	381	836	836	230	234
---------	------	-----	-----	-----	-----	-----

表 C

注 2 Dmaxを計算するための係数「b」は、1.06とする。(a)は深溝、(b)は一般溝を示す。

表 D

注 2 (a)は一般溝、(b)は深溝を示す。

別紙 4 負荷/速度性能試験の手順

注：ロードインデックス及び速度記号表示の無いZ Rタイヤの場合は、320kPaとする。

- 2.2. 試験軸に対して、次の2.2.1.から2.2.4.に掲げる値の80%に相当する負荷をかけること。
- 2.5.2. 試験初速度は直径が1.7m ± 1%の平滑ドラムの場合、その型式に対して規定された最高速度から40km/h又は直径が2.0m ± 1%の平滑ドラムの場合、最高速度から30km/h低い速度とする。

別添 4 トラック、バス及びトレトラ用空気入タイヤの技術基準

2.18. 「リム」とは、ピートが組み立てられる装着される支持物をいう。注1 (説明図参照)

- 3.1.4.2. タイヤの総幅は、3.1.1.に規定する値をラジアルタイヤの場合にあつては5%、バイアスタイヤの場合にあつては8%を上回ってはならない。ただし、断面幅の呼びが305mmを超える複輪用タイヤの場合であつて、3.1.1.に従つて決定される値の扁平比の呼びが60を超えるラジアルタイヤの場合にあつては3.1.1.により決定される値の2%、バイアスタイヤの場合にあつては4%を上回ってはならない。
- 3.2.3. 負荷/速度耐久試験の6時間後に測定したタイヤの外径は、試験前に測定したタイヤの外径の±3.5%未満でなければならない。

別紙 2 タイヤの呼びと寸法

表 A

8.25R15	6.50	381	836	836	234	834
---------	------	-----	-----	-----	-----	-----

表 C

注 2 Dmaxを計算するための係数「b」は、1.06とする。(a)は深溝、(b)は一般溝を示す。

表 D

注 2 (a)は一般溝、(b)深溝を示す。

表E

注2 Dmaxを計算するための係数「b」は、1.05とする。(a)は深溝、(b)は一般溝を示す。

別紙3 タイヤの測定方法
3. 空気圧を上記1.に規定された値に再調整する。

別紙4 負荷/速度耐久試験
2.2. タイヤのサイドウォールに表示されているロードインデックス、又はプライレテイングに対応する最大負荷能力の百分率で表される一連の試験負荷を試験軸にかけること。なお、プライレテイングに対応する最大負荷能力はタイヤの製作者の指定による。

2.3. タイヤの空気圧は試験中に修正してはならず、試験負荷は3つの試験段階のいずれでも一定に保たなければならない。

付録1 耐久試験手順

表1 ISO表示の小型トラック用、トラック及びバス用タイヤ

ロードインデックス	速度区分	試験ドラム速度		ロードインデックスに対応する負荷の%で示される試験軸にける負荷		
		ラジアルタイヤ min	バイアスタイヤ min	7h.	16h.	24h.
122以上	F	100	100	66%	84%	101%
	G	125	100			
	J	150	125			
	K	175	150			
	L	200	-			
	M	225	-			
121以下	F	100	100	66%	84%	101%
	G	125	125			
	J	150	150			
	K	175	175			

表E

注2 Dmaxを計算するための係数「b」は、1.05とする。(a)は深溝、(b)一般溝を示す。

別紙3 タイヤの測定方法
3. 空気圧を上記1.に規定された値に再調整する。

別紙4 荷重/速度耐久試験方法
2.2. タイヤのサイドウォールに表示されているロードインデックス、又はプライレテイングに対応する最大負荷能力の百分率で表される一連の試験負荷を試験軸にけること。尚、プライレテイングに対応する最大負荷能力はタイヤの製作者指定による。

2.3. タイヤの空気圧は試験中に修正してはならず、試験荷重は3つの試験段階のいずれでも一定に保たなければならない。

付録1 耐久試験手順

表1 ISO表示の小型トラック用、トラック及びバス用タイヤ

ロードインデックス	速度区分	試験ドラム速度		ロードインデックスに対応する最大負荷にける試験軸にける負荷		
		ラジアルタイヤ min	バイアスタイヤ min	7h.	16h.	24h.
122以上	F	100	100	66%	84%	101%
	G	125	100			
	J	150	125			
	K	175	150			
	L	200	-			
	M	225	-			
121以下	F	100	100	66%	84%	101%
	G	125	125			
	J	150	150			
	K	175	175			

L	200	175	70%	88%	106%
			4h.	6h.	
M	250	200	75%	97%	114%
N	275	-	75%	97%	114%
P	300		75%	97%	114%

別紙5 異なる速度における負荷能力

- 注1 単輪のロードインデックスを引用する。
 2 最高速度が160km/hを超えるタイヤの場合の負荷能力変化は許されない。また、速度区分が「Q」以上の場合、最高速度は速度区分に対応する速度を示す。

別添5 二輪自動車用空気入りタイヤの技術基準

1. 適用範囲
 本技術基準は、二輪自動車又は側車付二輪自動車に備えるものとして設計された空気入りゴムタイヤ（以下「タイヤ」という。）に適用する。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合においては、3.1.5.2.の規定中「 $D_{min}=d+(2H \times a)$ 」又は「 $D=6mm$ (H=70mm未満)、 $D=7mm$ (H=70mm以上)」を「 $D_{min}=d+(2H \times a)$ 」に読み替え、別紙4の2.7.及び2.8.の規定については適用しない。
 2.15.3.1. リム径の呼びを示す記号「d」に対応するミリメートルで示される値は、次の表によるものとする。
 2.17.「リム」とは、ビードが組み立てられる支持物をいう。注1（説明図参照）

- 3.1.5.1 タイヤの外径は、別紙2に掲げる最小D (Dmin) から最大D (Dmax) までの範囲にならなければならない。
 3.1.5.2. 別紙2に掲げられていないタイヤサイズの呼びの外径は、次の計算式により求めた値が、DminからDmaxまでの範囲にならなければならない。
 $D_{min}=d+(2H \times a)$ 又は $D=6mm$ (H=70mm未満)、 $D=7mm$ (H=70mm以上)
 $D_{max}=d+(2H \times b)$
 この場合において、H及びdは3.1.2.1.において定義されたもの、a及びbはそれぞれ3.1.5.2.1.と3.1.5.2.2.において定義されたものと同様とする。

- 3.2.1.1. タイヤサイズの呼びのうち記号「V」により識別され240km/hを超える速度に適したタイヤ又はタイヤサイズの呼びのうち記号「Z」で識別され270km/hを超える速度に適したタイヤの場合、1本目のタイヤに対して当該タイヤに表示された負荷と速度条件で3.2.1.で規定する負荷/速度性能試験を実施する。さらに、2本目に対して製作者が最大値として規定する負荷と速度条件でタイヤの負荷/速度性能試験を

L	200	175	70	88	106
			4h.	6h.	
M	250	200	75%	97%	114%
N	275	-	75%	97%	114%
P	300		75%	97%	114%

別紙5 異なる速度における負荷能力

- 注1 単輪に対応する最大荷重を試験荷重とする。
 2 最高速度が160km/hを超えるタイヤの場合の荷重変化は許されない。また、速度区分が「Q」以上の場合、最高速度は速度区分に対応する速度を示す。

別添5 二輪自動車用空気入りタイヤの技術基準

1. 適用範囲
 本技術基準は、二輪自動車又は側車付二輪自動車に備えるものとして設計された空気入りゴムタイヤ（以下「タイヤ」という。）に適用する。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合においては、3.1.5.2.の規定中「 $D_{min}=d+(2H \times a)$ 」又は「 $H=6mm$ (H=70mm未満)、 $D=7mm$ (H=70mm以上)」を「 $D_{min}=d+(2H \times a)$ 」に読み替え、2.7.及び2.8.の規定については適用しない。
 2.15.3.1. リム径の呼びを示す記号「d」に対応するミリメートルで示される値は、次の表によるものとする。
 2.17.「リム」とは、ビードが装着される支持物をいう。注1（説明図参照）

- 3.1.5.1. タイヤの外径は、別紙2に掲げるDminからDmaxまでの範囲にならなければならない。
 3.1.5.2. 別紙2に掲げられていないタイヤサイズの呼びの外径は、次の計算式により求めたDminからDmaxに範囲にならなければならない。
 $D_{min}=d+(2H \times a)$ 又は $H=6mm$ (H=70mm未満)、 $D=7mm$ (H=70mm以上)
 $D_{max}=d+(2H \times b)$
 この場合において、H及びdは3.1.2.1.において定義されたもの、a及びbはそれぞれ3.1.5.2.1.と3.1.5.2.2.において定義されたものと同様とする。

- 3.2.1.1. タイヤサイズの呼びのうち記号「V」により識別され240km/hを超える速度に適したタイヤ又はタイヤサイズの呼びのうち記号「Z」で識別され270km/hを超える速度に適したタイヤの場合、1本目のタイヤに対して当該タイヤに表示された負荷と速度条件で3.2.1.で規定する負荷/速度性能試験を実施する。さらに、2本目に対して製作者が最大値として規定する負荷と速度条件でタイヤの負荷/速度性能試験を

- 再度実施しなければならない。
- 3.2.2. 負荷/速度性能試験の後に、トレッドセパレーション、プライセパレーション、コードセパレーション、チャンキング又はコードに切れが見られないタイヤは、試験に合格したものと見なすものとする。
 - 3.2.3. 負荷/速度性能試験の6時間後に測定したタイヤの外径は、試験前に測定したタイヤの外径の±3.5%未満でなければならない。

- 3.2.4. 負荷/速度性能試験の後に、測定したタイヤの総幅は、3.1.4.2.で規定された値を上回ってはならない。

別紙1 ロードインデックス/最大負荷対応表に対応する負荷能力

別紙2 タイヤサイズの呼び及び寸法

表1 二輪自動車用タイヤ
リム系の呼びを表す記号が12以下のサイズ

タイヤサイズの呼び	測定リム幅コード	外径 (mm)		断面幅 (mm)	最大総幅 (mm)
		最小D	最大D		
3.50-10			438		

表1 a

原動機の総排気量が50cm³以下で最高速度が50km/h以下の二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車用タイヤ
リム系の呼びを表す記号が12以下のサイズ

タイヤサイズの呼び	測定リム幅コード	外径 (mm)		断面幅 (mm)	最大総幅 (mm)
		最小D	最大D 注1		

表2

二輪自動車用タイヤ

- 実施しなければならない。
- 3.2.2. 負荷/速度性能試験の後に、トレッドセパレーション、プライセパレーション、コードセパレーション、チャンキング又はコード切れが見られないタイヤは、試験に合格したものと見なすものとする。
 - 3.2.3. 負荷/速度性能試験の6時間後に測定したタイヤの外径は、試験前に測定したタイヤの外径の±3.5%未満でなければならない。ただし、別紙4の2.7.から2.8.に規定する試験手順により試験を実施する場合はこの限りでない。

- 3.2.4. 負荷/速度性能試験の後に、測定したタイヤの総幅は、3.1.4.2.で規定された値を上回ってはならない。ただし、別紙4の2.7.から2.8.に規定する試験手順により試験を実施する場合はこの限りでない。

別紙1 ロードインデックスに対応する負荷能力

別紙2 タイヤサイズの呼び及び寸法

表1 二輪自動車用タイヤ
リム系の呼びを表す記号が12以下のサイズ

タイヤサイズの呼び	測定リム幅コード	外径 (mm)		断面幅 (mm)	最大総幅 (mm)
		最小D	最大D		
3.50-10			437		

表1 a

原動機の総排気量が50cm³以下で最高速度が50km/h以下の二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車用タイヤ
リム系の呼びを表す記号が12以下のサイズ

タイヤサイズの呼び	測定リム幅コード	外径 (mm)		断面幅 (mm)	最大総幅 (mm)
		最小D	最大D 注1		

表2

二輪自動車用タイヤ

2.8. (略)
 高速度から10km/h低い速度とする。

断面幅	62mm以下のもの (注)	62mmを超えるもの
-----	---------------	------------

- 別添31 (削除)
- 別添32 (削除)
- 別添35 (削除)

別添52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」

- 1.～4.9. (略)
- 4.9.1. 備付け
 自動車 (最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車 (長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ最高速度15km/h以下のものに限る。) を除く。) には、種別S1又は種別S2の制動灯を備えなければならない。
 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの (三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) 及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び非牽引自動車を除く。) (バン型のものに限る。) であって車両総重量3.5t以下のものには、種別S3の補助制動灯を備えなければならない。
 4.9.2.～4.22.3.11. (略)
- 別紙1～別紙8 (略)

別添54 「灯火器及び反射器並びに指示装置の装置指定基準」

- 1.～4.7. (略)
 - 4.7.1. 備付け
 自動車には、種別S1又は種別S2の制動灯を備えているものとする。
 乗用自動車及び車両総重量3.5t以下の貨物自動車 (バン型のものに限る。) には、種別S3の補助制動灯を備えているものとする。
 4.7.2.～4.20.3.2. (略)
 - 別紙1～別紙7 (略)
- 別添88 速度計の技術基準
- 1.～3.2.4. (略)
 - 3.2.5. 自動車は、次の速度で試験を行うものとする。

2.8. (略)
 ヤの最高速度から10km/h低い速度とする。

設計断面幅	62mm以下のもの (注)	62mmを超えるもの
-------	---------------	------------

- 別添31 「座席ベルト取付装置の技術基準」
- 別添32 「座席ベルトの技術基準」
- 別添35 「年少者用補助乗車装置の技術基準」

別添52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」

- 1.～4.9. (略)
- 4.9.1. 備付け
 自動車 (最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車 (長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ最高速度15km/h以下のものに限る。) を除く。) には、種別S1又は種別S2の制動灯を備えなければならない。
 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの (被牽引自動車を除く。) には、種別S3の補助制動灯を備えなければならない。
 4.9.2.～4.22.3.11. (略)
- 別紙1～別紙8 (略)

別添54 「灯火器及び反射器並びに指示装置の装置指定基準」

- 1.～4.7. (略)
 - 4.7.1. 備付け
 自動車には、種別S1又は種別S2の制動灯を備えているものとする。
 乗用自動車には、種別S3の補助制動灯を備えているものとする。
 4.7.2.～4.20.3.2. (略)
 - 別紙1～別紙7 (略)
- 別添88 速度計の技術基準
- 1.～3.2.4. (略)
 - 3.2.5. 自動車は、次の速度で試験を行うものとする。

<p>自動車製作者により指定された最高速度 (Vmax) (km/h)</p> <p>Vmax ≤ 45 45 < Vmax ≤ 100 100 < Vmax ≤ 150 150 < Vmax</p>	<p>試験速度 (km/h)</p> <p>Vmaxの80% 40及びVmaxの80%(Vmax ≥ 55の場合) 40、80及びVmaxの80%(Vmax ≥ 100の場合) 40、80及び120</p>
<p>自動車製作者により指定された最高速度 (Vmax) (km/h)</p> <p>Vmax ≤ 45 45 < Vmax ≤ 100 100 < Vmax ≤ 150 150 < Vmax</p>	<p>試験速度 (km/h)</p> <p>Vmaxの80% 40及びVmaxの80%(Vmax ≥ 55の場合) 40、80及びVmaxの80%(Vmax ≥ 100の場合) 40、80及び120</p>

3.2.6.~3.3. (略)

3.2.6.~3.3. (略)

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）

改正案

現行

(座席)

第十九条 平成十九年六月三十日（乗車定員十一人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成二十四年六月三十日）以前に製作された自動車については、保安基準第二十二條の規定並びに細目告示第二十八條（第一項第一号の規定を除く。）、第百六條（第一項第一号の規定を除く。）及び第百八十四條（第一項第一号の規定を除く。）の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〜五

六 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度二十キロメートル毎時未満を除く。）の座席（次に掲げる座席を除く。）及び当該座席の取付装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものでなければならぬ。

イ〜ハ (略)

七 (略)

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された自動車（旅客自動車運送用自動車及び幼児専用車を除く。）	第三号
二 昭和五十年十一月三十日以前に製作された自動車	第六号及び第七号
三 平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車（乗車定員十一以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る。）	第六号及び第七号

3 (略)

(座席ベルト等)

第二十条 (略)

2 昭和六十二年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車であつて輸入された自動車以外のものにあつては昭和六十二年三月一日、輸入された自動車にあつては昭和六十二年四月一日）から平成六年三月三十一日（輸入された自動車にあつては平成七年三月三十一日）までに製作された自動車（次項の自動車を除く。）については、保安基準第二十二條の三の規定並びに細目告示第三十條、第百八條及び第百八十六條の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

(座席)

第十九条 平成十九年六月三十日（乗車定員十一人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成二十四年六月三十日）以前に製作された自動車については、保安基準第二十二條の規定並びに細目告示第二十八條（第一項第一号の規定を除く。）、第百六條（第一項第一号の規定を除く。）及び第百八十四條（第一項第一号の規定を除く。）の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〜五

六 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）の座席（次に掲げる座席を除く。）及び当該座席の取付装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものでなければならぬ。

イ〜ハ (略)

七 (略)

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された自動車（旅客自動車運送用自動車及び幼児専用車を除く。）	第三号
二 昭和五十年十一月三十日以前に製作された自動車	第六号及び第七号

3 (略)

(座席ベルト等)

第二十条 (略)

2 昭和六十二年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車であつて輸入された自動車以外のものにあつては昭和六十二年三月一日、輸入された自動車にあつては昭和六十二年四月一日）から平成六年三月三十一日（輸入された自動車にあつては平成七年三月三十一日）までに製作された自動車（次項の自動車を除く。）については、保安基準第二十二條の三の規定並びに細目告示第三十條、第百八條及び第百八十六條の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 次の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）には、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席（保安基準第二十二条第三項第一号から第五号までに掲げる座席（第二号に掲げる座席にあつては、座席の後部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の下欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

一 次の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）には、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席（保安基準第二十二条第三項第一号から第五号までに掲げる座席（第二号に掲げる座席にあつては、座席の後部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の下欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員十人以下の自動車	運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するもの	三点式座席ベルト等少なくとも当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（以下この表において「第二種座席ベルト」という。）
普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員十人以下のもの及び高速道路等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員	すべての座席	二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、乗車人員が座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。以下この表において「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト
		第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員十人以下の自動車	運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するもの	三点式座席ベルト等少なくとも当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（以下「第二種座席ベルト」という。）
普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員十人以下のもの及び高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）並びに小型自動車及び軽自動車	すべての座席	二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、乗車人員が座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。以下「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト
		第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

<p>員十人以下のものを除く。)</p>	<p>普通自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の自動車であつて、高速道路等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車に限る。）</p>	<p>運転者席及びこれと並列の座席</p>	<p>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</p>
----------------------	---	-----------------------	---------------------------

二〇三 (略)
三〇六 (略)

71 平成六年四月一日（輸入された自動車にあつては平成七年四月一日）から平成二十四年六月三十日までに製作された自動車（次項の自動車を除く。）については、保安基準第二十二條の三の規定並びに同條の規定に基づく細目告示第三十條（第四項を除く。）、第百八條（第七項を除く。）及び第百八十六條（第八項を除く。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一 次の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートルと毎時未滿の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席（保安基準第二十二條第三項第一号から第五号までに掲げる座席（第二号に掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の下欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
<p>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員十人以下の自動車</p>	<p>運転者席その他の自動車の側面に隣接する座席であつて前向きのもの（以下この表において「運転者席等」という。）</p>	<p>当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（以下この表において「第二種座席ベルト」という。）</p>
	<p>運転者席等以外の座席</p>	<p>当該座席の乗車人員が、座席</p>

<p>（乗車定員十人以下のものを除く。）</p>	<p>普通自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の自動車であつて、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車に限る。）</p>	<p>運転者席及びこれと並列の座席</p>	<p>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</p>
--------------------------	--	-----------------------	---------------------------

二〇三 (略)
三〇六 (略)

<p>普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員十人以下のもの及び高速道路等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員十人以下のものを除く。）</p>	<p>すべての座席</p>	<p>の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。以下この表において「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト</p>
<p>普通自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の自動車であつて、高速道路等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車に限る。）</p>	<p>運転者席及びこれと並列の座席</p>	<p>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</p>

- 二 前号の座席ベルトの取付装置は、細目告示第五条、第八十三条に規定する場合には道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第 号）による改正前の細目告示別添三十一の基準に、細目告示第百六十一条に規定する場合には次の基準に適合するものでなければならぬ。
- イ 当該自動車の衝突等によつて座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。
 - ロ 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようになつてゐること。
 - ハ 取り付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。
 - ニ 乗降に際し損傷を受けるおそれなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。
- ホ 座席ベルトを容易に取り付けることができる構造であること。

輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。については、保安基準第二十二條の五第一項の規定は、適用しない。

(補助制動灯)

第四十三條 (略)

2 (略)

3 平成二十一年十二月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車(パ
ン型に限る。)であつて車両総重量三・五トン以下のものにあつては、保安基準第三
十九條の二第一項中「備えなければならない」を「備えることができる」に読み替え
て適用する。

(乗車定員及び最大積載量)

第六十一條の二 平成十八年十二月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗
車定員十一人以上の自動車については、細目告示第八十一條第一項第五号、第五百十
九條第一項第五号及び第二百三十七條第一項第五号の規定は、適用しない。

(補助制動灯)

第四十三條 (略)

2 (略)

○道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示
(平成十五年国土交通省告示第千三百二十号)

改正案

第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。)第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

一 (略)

二 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。)第八条第一号、第二号、第四号及び第五号、第九条(第一号を除く。)第十一条第三項第一号、第十五条第二項、第三項、第四項第一号から第三号まで並びに第五項第五号、第八号及び第十号、第十六条第五項及び第七項、第三十九条第一項、第四十一条第六項第三号、第四十三条第二項、第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十七条第二項、第四十八条第一項及び第四項、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第二項、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十八条第二項、第五十九条第一項及び第三項、第六十一条第一項及び第二項、第六十二条第二項、第三項、第五項から第七項まで及び第十項、第六十八条第一項第三号、第七十七条第一項第五号及び第二項第二号、第八十一条第一項第五号、第八十六条第一号、第二号、第四号及び第五号、第八十七条(第一号を除く。)、第八十九条第四項第二号(滑り止めの溝に関する部分に限る。)、第九十三条第二項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号、第三項第二号(同条第二項第四号から第六号まで及び第九号の基準に係る部分に限る。)、第四号及び第七号、第四項第二号(同条第二項第五号及び第十二号の基準に係る部分に限る。)、第三号及び第五号並びに第五項第五号、第八号及び第十号、第九十四条第五項及び第六項、第一百十七条第一項、第一百十九条第六項第三号、第二百一十一条第三項第五号、第二百二十三条第一項第三号、第二百二十四条第一項第三号、第二百二十五条第三項第一号及び第三号、第二百二十六条第一項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号、第二百二十八条第一項第三号、第二百二十九条第三項第七号、第二百三十一条第一項第三号、第二百三十二条第三項第三号、第二百三十六条第三項第五号、第三百三十四条第一項第四号、第三百三十五条第一項第二号、第三百三十六条第三項第五号、第三百三十七条第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第三百三十九条第一項及び第七項、第三百四十条第二項、第三百五十五条第一項第五号及び第七項第二号、第三百五十九条第一項第五号、第三百六十四条第一号、第二号、第四号及び第五号、第一六五号(第一号を除く。)、第三百六十七号第四項第二号(滑り止めの溝に関する部分に限る。)、第三百七十一条第二項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号、第三項第二号(同条第二項第四号から第六号まで及び第九号の基準に係る部分に限る。)、第四号及び第七号、第四項第二号(同条第二項第五号及び第十二号の

現行

第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。)第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

一 (略)

二 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。)第八条第一号、第二号、第四号及び第五号、第九条(第一号を除く。)第十一条第三項第一号、第十五条第二項、第三項、第四項第一号から第三号まで並びに第五項第五号、第八号及び第十号、第十六条第五項及び第七項、第三十九条第一項、第四十一条第六項第三号、第四十三条第二項、第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十七条第二項、第四十八条第一項及び第四項、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第二項、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十八条第二項、第五十九条第一項及び第三項、第六十一条第一項及び第二項、第六十二条第二項、第三項、第五項から第七項まで及び第十項、第六十八条第一項第三号、第七十七条第一項第五号及び第二項第二号、第八十一条第一項第五号、第八十六条第一号、第二号、第四号及び第五号、第八十七条(第一号を除く。)、第八十九条第四項第二号(滑り止めの溝に関する部分に限る。)、第九十三条第二項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号、第三項第二号(同条第二項第四号から第六号まで及び第九号の基準に係る部分に限る。)、第四号及び第七号、第四項第二号(同条第二項第五号及び第十二号の基準に係る部分に限る。)、第三号及び第五号並びに第五項第五号、第八号及び第十号、第九十四条第五項及び第六項、第一百十七条第一項、第一百十九条第六項第三号、第二百一十一条第三項第五号、第二百二十三条第一項第三号、第二百二十四条第一項第三号、第二百二十五条第三項第一号及び第三号、第二百二十六条第一項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号、第二百二十八条第一項第三号、第二百二十九条第三項第七号、第二百三十一条第一項第三号、第二百三十二条第三項第三号、第二百三十六条第三項第五号、第三百三十四条第一項第四号、第三百三十五条第一項第二号、第三百三十六条第三項第五号、第三百三十七条第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第三百三十九条第一項及び第七項、第三百四十条第二項、第三百五十五条第一項第五号及び第七項第二号、第三百五十九条第一項第五号、第三百六十四条第一号、第二号、第四号及び第五号、第一六五号(第一号を除く。)、第三百六十七号第四項第二号(滑り止めの溝に関する部分に限る。)、第三百七十一条第二項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号、第三項第二号(同条第二項第四号から第六号まで及び第九号の基準に係る部分に限る。)、第四号及び第七号、第四項第二号(同条第二項第五号及び第十二号の

基準に係る部分に限る。)、第三号及び第五号並びに第五項第五号、第八号及び第十号、第七十二条第五項及び第七項、第九十五条第三項第二号、第九十七条第六項第三号、第九十九条第三項第五号、第二百一条第一項第三号、第二百二条第一項第三号、第二百三条第三項第一号及び第三号、第二百四条第一項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号、第二百六条第一項第三号及び第三項第四号、第二百七条第三項第七号、第二百九条第一項第三号、第二百十條第三項第三号から第五号まで、第二百十二条第一項第四号、第二百十三條第一項第二号、第二百十四條第三項第五号、第二百十五條第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第二百十七條第一項及び第三項第一号、第二百十八條第二項、第三項、第五項から第七項まで及び第十項、第二百二十四條第一項第三号、第二百三十三條第一項第五号及び第二項第二号並びに第二百三十七條第一項第五号の規定

三〇四 (略)

第二条 (略)

第三条 (略)

五項第五号、第八号及び第十号、第七十二条第五項及び第七項、第九十五条第三項第二号、第九十七条第六項第三号、第九十九条第三項第五号、第二百一条第一項第三号、第二百二条第一項第三号、第二百三条第三項第一号及び第三号、第二百四条第一項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号、第二百六条第一項第三号及び第三項第四号、第二百七条第三項第七号、第二百九条第一項第三号、第二百十條第三項第三号から第五号まで、第二百十二条第一項第四号、第二百十三條第一項第二号、第二百十四條第三項第五号、第二百十五條第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第二百十七條第一項及び第三項第一号、第二百十八條第二項、第三項、第五項から第七項まで及び第十項、第二百二十四條第一項第三号並びに第二百三十三條第一項第五号及び第二項第二号の規定

三〇四 (略)

第二条 (略)

第三条 (略)